

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年1月22日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和6年度大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立大船渡病院
- (5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市に本社があるか、沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。緊急の場合に即時対応出来るものであること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

岩手県立大船渡病院総務課 電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間

令和6年1月22日(月)から令和6年2月5日(月)の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

- (3) ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/iryokyoku/oshirase/index.html>

岩手県トップページ> (県の機関) 医療局>お知らせ

### 4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年2月6日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない(郵送可)。

また、入札日の前日までの間において、岩手県立大船渡病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

### 5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面(任意様式。FAXによる提出可)により令和6年2月9日(金)午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和6年2月15日(木)午後5時までにFAXにより送信する。

### 6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年2月20日(火)10時00分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室

(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

### 7 その他

- (1) 本入札は最低制限価格を適用する。

- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 入札保証金

全部を免除する。

- (4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

医療局財務規程(昭和51年岩手県医療局管理規程第6号)第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (8) その他 詳細については、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託

岩手県立大船渡病院総務課

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 業務件名  
令和6年度大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託
- (2) 業務の仕様その他明細  
別紙「岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
岩手県立大船渡病院

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市に本社があるか、沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。  
緊急の場合に即時対応出来るものであること。

### 3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和6年2月6日(火)までに平日の午前9時から午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

#### ア 競争参加資格を証明する書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」)
- (イ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第2号」)
- (ウ) 業務実績等に関する誓約書(別紙「様式第3号」)  
実績が確認できる書類(契約書の写し等)

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書(業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

### 4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面(様式は任意。FAXによる提出可)により令和6年2月9日(金)14時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者に対し令和6年2月15日(木)17時までにFAXにより回答する。

### 5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

### 6 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名(「岩手県立大船渡病院長」とする)

(6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

## 7 入札及び開札の日時及び場所等

令和6年2月20日(火)10時00分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 入札保証金に関する事項

全部を免除する。

## 9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和6年2月13日(火)までにFAXにより通知する。

## 10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

## 11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

## 12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

## 13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。  
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

## 15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。



- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1  
岩手県立大船渡病院総務課  
電話 : 0192-26-1111 FAX : 0192-27-9285

## 別添 1

### ○契約の保証について

(1) 落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

#### ① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

#### ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第 204 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

#### ③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(様式第1)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所  
氏名 (商号又は名称)  
代表者氏名  
電話番号  
FAX 番号

印

### 入札参加資格確認申請書

令和6年1月22日付けで公告のありました「令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務」に係る一般競争入札に参加したく、確認をお願いします。

記

#### 1 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 業務履行等調書

本手続きに係る担当者	
所 属	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	

(様式第2)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 様

住所又は主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名、印

令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務に関する業務委託の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

(1) 過去5年間における契約解除の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

(2) 過去5年間における指名停止処分の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、指名停止通知を添付すること。

#### 2 従業員の労働福祉の状況等

(1) 雇用時の最低賃金額 (令和6年 月 日現在)

\_\_\_\_\_ 円 【 月額 ・ 日額 ・ 時間額 】

(2) 過去5年間における賃金未払いの有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては同様の事態を生じさせない旨の誓約]

(3) 社会保険制度への加入状況等

ア 加入状況 【 労働者災害補償保険 ・ 雇用保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 】

イ 未納の有無 【 有り ・ 無し 】

(4) 従事者の過去1年間の健康診断の実施の有無及び令和6年度実施の有無

過去1年間の健康診断実施 【 有り ・ 無し 】

令和6年度実施予定 【 有り ・ 無し 】

※注：【 】内は該当するものに「」印を付すこと。

(様式第3)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所  
氏名 (商号又は名称)  
代表者氏名  
電話番号  
FAX 番号

印

### 業 務 履 行 等 調 書

次のとおり施行実績等を有することから、令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務に係る契約の履行が確実に実施可能であることを誓約するため、下記のとおり業務実績等を報告します。

記

#### 1 業務実績 (過去2年間)

発注者	業務名	契約期間	備考
記載例) ○○病院長	○○病院○○業務	R5. 4. 1~R6. 3. 31	

注1：業務名は、契約書記載の件名 (委託業務名) を記載すること。  
実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。

#### 2 業務に従事する資格者等

氏名	資格名	免状番号	備考
記載例) 岩手 太郎	○○士○類、 ○○設備士○類	岩 号・ 号	

#### 3 本社・営業所の状況

本業務を担当する、営業所の所在地・専門技術者人数

所在地	有資格者 (○○関連)
	人

(委任状様式例)

# 委 任 状

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

入札件名 令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務

記

1 受任者

氏 名

受任者  
使用印



2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 上記に附帯する一切の権限

(入札書様式例)

# 入 札 書

年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

件名 令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務

一金 

億	千	百	十	万	千	百	十	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 円



(別紙1)

## 契約の保証に係る届出書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

住 所

氏 名

印

下記1に掲げる業務については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

### 記

- 1 業 務 名 令和6年度岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務
- 2 契約の保証 (該当するものに○印を付すること。)
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保の提供
  - (3) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
  - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 損害をてん補する履行保証保険契約

## 岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託仕様書

受託者（以下「乙」という。）は、岩手県立大船渡病院（以下「甲」という。）の配膳・下膳・食器洗浄業務を委託するにあたり、医療法及び同法施行規則並びに食品衛生法に定められた基準に基づき、適正に実施するため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

### 1 業務内容等

#### (1) 業務履行場所

岩手県立大船渡病院 大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

#### (2) 業務内容

- ① 下膳車の配置
- ② 給食の配膳（配膳車の搬送）
- ③ 配膳車の回収
- ④ 給食の下膳（下膳車の回収）
- ⑤ 給食残飯整理、食器仕分け及び浸漬
- ⑥ 食器洗浄及び消毒
- ⑦ 洗浄室及びグリストラップの清掃
- ⑧ 配膳車及び下膳車の清掃、薬品消毒及び整理整頓
- ⑨ 残菜の処理及びゴミ置き場等の清掃
- ⑩ 検食の配膳、下膳及び残食処理
- ⑪ その他上記に関連する業務

#### (3) 業務量等

延床面積	31,261 m <sup>2</sup>		
病床数	一般病棟 293 床、精神病棟 105 床、感染症病床 4 床、人工透析 15 床 計 417 床（うち、救命救急センターは、集中治療室 6 床、一般病床 14 床）		
病棟内訳		配膳車	下膳車
	3 階結核病棟・感染病棟（感染症病床 4 床）	1 台	1 台
	4 階西病棟（56 床）	2 台	2 台
	4 階東病棟（54 床）	2 台	2 台
	5 階西病棟（58 床）	2 台	2 台
	5 階東病棟（45 床）	2 台	2 台
	6 階東病棟（60 床）	2 台	2 台
	精神科病棟（105 床）	2 台	2 台
	救急センター病棟（20 床）	1 台	1 台
	人工透析室（15 床）	1 台	1 台
実施日	毎日		
業務時間等	別紙「岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務等委託明細書」のとおり		
食数見込	年間 191,625 食 1 回あたり 175 食		
食器洗浄機	ベルトコンベア式自動洗浄機、哺乳瓶自動洗浄機		

食器類	トレー、飯椀、汁椀、大皿、中皿、小皿（各蓋付）、フルーツ皿、哺乳瓶（乳首等）、コップ、湯呑み茶碗（蓋付）、箸、スプーン等
業務区域	栄養管理科、各病棟配膳室・食堂・デイルーム、新生児室、透析室、医局、厨塵置場、ゴミ置場等

## 2 従事者

- (1) 従事者は業務に必要な知識及び指導を徹底し、本書に定める業務内容を十分行い得る者及び人員を配置すること。
- (2) 乙は、甲との連絡調整にあたらせるため、従事者の中から作業責任者を1人選任し、甲に通知すること。

## 3 作業衣

- (1) 従事者が専用に使用する資材（作業着、長靴等）は、受託者の負担とする。
- (2) 業務中は専用の調理衣、帽子（ディスポキャップ）、履物及びマスクを装着し、会社名及び従事者氏名を表示した名札（病院職員の名札に準じること。）をつけること。
- (3) 従事者の作業着は、専用の物を着用し、手及び爪は、常に清潔を保つこと。

## 4 洗剤等

食器洗浄に必要な洗剤・漂白剤は乙の負担とする。

## 5 衛生管理等

- (1) 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法57号）の定めるところにより従事者の健康診断及び毎月1回の腸内細菌検査を実施し、その結果を病院長に報告すること。当該検査項目については、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌を実施すること。また、10月から3月はノロウイルスについても実施すること。  
なお、検査の結果、措置を必要とする場合は、病院長の指示に従うこと。
- (2) 伝染病に罹患している者、伝染病の保菌者、化膿性創傷、伝染病皮膚疾患又は下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと。
- (3) 家族又は近隣に伝染病が発生した者がある場合は、速やかに甲に申し出てその指示を受けること。
- (4) 毎日別紙「個人衛生点検表」を提出すること。

## 6 業務要領の徹底

- (1) 乙は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知するとともに、受託業務に必要な知識及び訓練を行うこと。
- (2) 従事者の研修については、医療法施行規則に基づき、医療に係る安全管理のための研修及び院内感染対策のための研修をそれぞれ年2回程度実施し、実施した結果を甲に報告すること。

## 7 設備の利用

甲は、乙に対し次の設備を無償で利用することを認める。

・休憩室    ・院内配線電話    ・光熱給水設備

\*上記の利用にあたっては、必要最小限とし、節約及び整理整頓をすること。

## 8 留意事項

- (1) 病院事業の特殊性から、接遇については特に留意のうえ業務を行うこと。
- (2) 言葉遣いが命令調にならないように、思いやりの気持ちを持って丁寧話すこと。
- (3) 相手に不快感を与えるような言動や身だしなみに十分注意すること。
- (4) 従事者は、就業前又は就業中には随時手洗いをすること。
- (5) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。

- (6) 下膳車、配膳車及び食器洗浄機等の取り扱いに注意し、建物、設備及び備品を損傷させないこと。(毎日の作業後、別添「日常点検票」を提出すること。)
- (7) 業務中に損傷箇所や破損品を発見した場合は、甲に報告すること。
- (8) 労働安全規則等を遵守し、業務の安全を確保すること。
- (9) 病棟での業務は、患者の安静の妨げにならないように静かに行うこと。
- (10) その他、栄養管理室業務基準(各種マニュアルを含む。)に従って作業を行うこと。
- (11) 毎日の作業後、別添「配膳・下膳・食器洗浄等業務完了報告書」を提出すること。

9 その他

- (1) 甲が実施する防災訓練等には、自衛消防隊員として従業者を参加させること。また、火災等の緊急事態が発災した場合は、大船渡病院消防計画に基づいて、それぞれの任務にあたること。
- (2) 大規模災害、その他非常事態が発生した場合は、乙は甲の指揮下に入り、指示を仰ぎ対応すること。
- (3) 乙は、岩手県立大船渡病院個人情報保護管理規程、岩手県立大船渡病院個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を遵守すること。
- (4) 乙は、受託業務を遂行するために必要な人員を配置する勤務体制を維持すること。
- (5) 乙は、衛生管理及び接遇等の研修会を年2回程度実施し、実施した結果を甲に報告すること。
- (6) 業務について必要に応じて話し合いを行うこと。
- (7) 従事者の安全確保と事故防止を図るため、事故が発生した場合の対応については別添「委託業務における従事者の事故発生時の対応手順」に基づいて対応すること。
- (8) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については甲乙が協議するものとする。

# 岩手県立大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務等委託明細書

## 1 作業開始時間等

業務	区分	作業開始時間（業務の都合により変更になる場合がある。）
配膳時間	朝食分	7：15
	昼食分	11：35
	(ミルク)	13：50
	夕食分	17：25
下膳時間	朝食分	8：30
	昼食分	12：45
	(ミルク)	14：00
	夕食分	18：30
作業終了		朝食及び昼食分は、次食開始前までに終了すること。 夕食分は、当日21：10までには終了すること。

## 2 作業手順

### (1) 配膳業務

- ① 配膳車の搬送は、通行者及び病院施設等に追突、衝突のないように十分注意すること。
- ② 配膳の終了した配膳車を回収し、清拭、消毒後、配膳車溜に配置し、栄養管理科職員に引き渡す。

### (2) 下膳業務

- ① 下膳車を各病棟等に運搬する。下膳車の搬送は、通行者及び病院施設等に追突、衝突のないように十分注意すること。
- ② 各病棟等から食後の食器等を下膳車で回収し洗浄室に運搬する。
- ③ 食器等の残食を取り除きながら同型食器毎に仕分けし、水槽に浸す。（残食の状況については、別添「残食調査票」にて、毎日、栄養管理科に報告すること。）
- ④ 回収した下膳車は、清拭消毒後、下膳車溜に配置する。
- ⑤ ③の食器等を食器洗浄機で洗浄し、洗浄した食器等は、種類別に食器籠に入れ食器消毒保管庫に収納し、指定の温度及び時間を設定して消毒後、栄養管理科職員に引き渡す。（夕食分については翌日の引き渡しとする。）
- ⑥ 各室、備品及び食器等は、使用した都度清掃する。洗浄室のグリストラップはその日の業務終了後、外部グリストラップは毎週1回、その日の業務終了後、熱湯及び洗剤を用いて油分を除去すること。
- ⑦ 残食を5の方法により処理し、指定したゴミ置場に運搬する。

## 3 食器洗浄等留意事項

- (1) 食器は、下洗い後自動洗浄機で洗浄すること。

洗剤・漂白剤は使用基準を遵守し、食器の材質により所定の漂白剤、洗剤を使い分けること。

- (2) 汚れの著しいものは、選別のうえ洗浄・漂白（40～60℃のお湯に15分浸す）・研磨を行うこと。

## 4 食器洗浄機取り扱い

- (1) 食器洗浄機の取扱いは、説明書等を熟読し事故のないように十分注意すること。又、使用後は清掃すること。
- (2) 使用後は、必ず電源を切ること。

(3) 機械に異常を感じたときは、速やかに甲に報告し、指示を仰ぐこと。

5 残食等の処理について

(1) 残食は、下膳の都度処理すること。

(2) 残食は、ポリバケツ等の上にザルを置き重石をするなどして水切りを行い、指定のゴミ袋に入れて厨塵置場に運搬すること。

(3) 蠅、ゴキブリ、鼠等の発生防止に気を配り、残食処理を行うこと。

(4) 業務上発生した残食等の生ゴミ以外のゴミ（茶殻を含む。）は、指定のゴミ袋に入れてゴミ置場に運搬すること。

6 洗剤・漂白剤について

乙が負担する洗剤・漂白剤は原則として甲の指定する下記品目とする。

なお、指定品目について変更する場合等には甲乙協議するものとする。

品名		発売元	規格（g）	見込数量
洗浄機用洗剤	デターファインスーパーGM	シーバイエス㈱	16,000	30
洗浄機用リンス剤	ニューデュドライ	シーバイエス㈱	10,000	10
食器漂白剤	デタープライトW	シーバイエス㈱	12,000	50
浸漬用洗浄剤	プロスティープLT	シーバイエス㈱	10,000	12
前洗い用食器洗剤	TSクリーン	シーバイエス㈱	18,000	10
漂白剤	キッチン漂白剤	シーバイエス㈱	4,500	5

上記洗剤・漂白剤の数量は、令和6年度見込であり、確定数量を保障するものではなく、超過した場合についても甲に負担を求めることは出来ない。







様式1

検収者	担当者
管財係長	栄養管理科長

岩手県立大船渡病院長 殿

令和 年 月 日 ( 曜日)

受託者

責任者

印

### 配膳・下膳・食器洗浄等業務完了報告書

作業実施日		令和 年 月 日 ( 曜日)							
作業従事者氏名									
洗浄室	温度		℃	湿度		%	測定時間	時	分
食数		区分		業務実施時間			従事人数		
朝	食	配膳・下膳 洗浄・消毒		自	時	分	人		
昼	食	配膳・下膳 洗浄・消毒		自	時	分	人		
夕	食	配膳・下膳 洗浄・消毒		自	時	分	人		
破損食器数									
特記事項									

# 残食調査票

年 月 日(曜日) 100 常食

献立名		食数	残食状況
朝 食			
献立名		食数	残食状況
昼 食			
献立名		食数	残食状況
夕 食			

## 委託業務における従事者の事故発生時の対応手順

岩手県立大船渡病院で業務委託を請け負い、病院で委託業務に従事する者の安全確保と事故防止を図るため、事故が発生した場合の対応について「委託業務における従事者の事故発生時の対応手順」(以下「手順」という。)を次のとおり定める。

### 1 委託業務の管理責任者及び管理担当者

委託業務の管理責任者及び管理担当者を次のとおり定める。

業務の名称	大船渡病院配膳下膳食器洗浄等業務委託
管理責任者	事務局長 (PHS6553)
管理担当者	栄養管理科長 (PHS6732)

### 2 委託業務従事者の事故報告

院内で委託業務に従事する者は、事故が発生した場合は単独で事故を処理することなく、病院の管理担当者に報告するものとする。

### 3 管理担当者の事故報告

所管する職場の委託業務従事者より事故発生を報告を受けた管理担当者は、事故の状況を管理責任者に報告し、その対応について指示を仰ぐものとする。

### 4 管理責任者の指示

- (1) 管理責任者は事故の発生状況を病院長に報告し、事故の内容によって指示を受ける必要がある場合は指示を仰ぐことができるものとする。
- (2) 病院長は事故の内容によって指示する必要がある場合は、管理責任者に指示することができるものとする。
- (3) 管理責任者は事故に対する対応について、管理担当者に指示するものとする。

### 5 管理担当者の対応

管理担当者は、委託業務責任者に事故の発生を連絡するとともに、管理責任者の指示に基づき事故に対する処理を委託業務責任者に報告するものとする。

### 6 委託業務責任者の対応

- (1) 委託業務責任者は管理担当者の報告に基づき、自社従業員の事故に対する処理を迅速に行い、その結果について管理担当者に報告するものとする。
- (2) 委託業務従事者は委託業務責任者の指示に従い、事故に対する処理を適切に行うように心がけるものとする。
- (3) 事故により委託業務従事者が業務に従事できない場合は、病院の運営に支障が生じないよう代替を従事させる等の対策を講ずるものとする。
- (4) 委託業務従事者が交替する場合は、管理担当者の了承を得て委託業務の責任者の責において業務の引き継ぎを行うものとする。

### 7 手順の遵守

管理責任者、管理担当者及び委託業務責任者はこの手順を遵守し、院内で委託業務に従事する者の安全を確保するとともに事故防止を図るため、業務内容及び安全対策について協議することができるものとする。

委託業務における事故発生時の対応フロー

